

評議員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ポロシリ福祉会定款第8条に基づき、評議員の報酬等について必要な事項を定めるものである。

(定 義)

第2条 この規程でいう評議員とは、評議員選任・解任委員会により選任された評議員をいう。

(報 酬)

第3条 評議員の報酬は、各年度予算1人10,000円の範囲内において支給することができる。

2. 無報酬を希望する評議員は、評議員会で承認を受けなければならない。

(旅費支給)

第4条 評議員が理事長の命を受けて法人並びに施設の業務のために出張する場合は、法人旅費規程により旅費を支給する。

(費用弁償)

第5条 評議員が評議員会等の法人が主催する会議に出席した時は、法人旅費規程第7条9項によりその費用を弁償する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年11月29日に制定し平成28年11月30日から施行する。
- 2 この規程は、平成29年10月27日に施行する。
- 3 この規程は、平成29年12月 1日に施行する。